

鳥取県福祉のまちづくり条例(平成20年鳥取県条例第2号)新旧対照表

改正後	改正前
<p>(建築の規模の引下げ)</p> <p>第14条 法第14条第3項の条例で定める建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含み。以下同じ。)の規模は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模(当該規模に満たない特別特定建築物の建築(以下この条において「小規模建築」という。)をする場合において、当該特別特定建築物の床面積(増築若しくは改築又は用途の変更(以下「増築等」という。)の場合にあっては、当該増築等に係る部分(耐震改修により増加する部分を除く。)の床面積。以下同じ。)の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物(公衆便所を除く。)の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該小規模建築の規模)とする。ただし、床面積の合計が200平方メートル未満の建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、建築物移動等円滑化基準のうち次に掲げるものは、適用しない。</p> <p>(1) 令第18条第2項第1号、第3号、第4号及び第7号(これらの規定を令第25条第1項(同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合を含む。)に定める基準</p> <p>(2) 主たる出入口に係る令第18条第2項第2号イ(令第25条第1項(同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合を含む。)に定める基準(幅70センチメートルを超える部分に限る。)</p> <p>(3) 便所の出入口に係る令第18条第2項第2号(令第25条第1項(同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合を含む。)に定め</p>	<p>(建築の規模の引下げ)</p> <p>第14条 法第14条第3項の条例で定める建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含み。以下同じ。)の規模は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模(当該規模に満たない特別特定建築物の建築(以下この条において「小規模建築」という。)をする場合において、当該特別特定建築物の床面積(増築若しくは改築又は用途の変更(以下「増築等」という。)の場合にあっては、当該増築等に係る部分(耐震改修により増加する部分を除く。)の床面積。以下同じ。)の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物(公衆便所を除く。)の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該小規模建築の規模)とする。ただし、床面積の合計が200平方メートル未満の建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、建築物移動等円滑化基準のうち次に掲げるものは、適用しない。</p> <p>(1) 令第18条第2項第1号、第3号、第4号及び第7号に定める基準</p> <p>(2) 主たる出入口に係る令第18条第2項第2号イに定める基準(幅70センチメートルを超える部分に限る。)</p> <p>(3) 便所の出入口に係る令第18条第2項第2号に定める基準</p>

る基準

(建築物移動等円滑化基準の付加等)

第15条 略

2 条例対象小規模特別特定建築物については、前項の規定にかかわらず、法第14条第3項の条例で建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、令第11条から第17条まで及び第20条から第24条までに定める事項の例によるもの、次条から第23条までに定める事項並びに別表第2に定める事項とする。

3 前2項の事項は、この条例に別段の定めのある場合を除くほか、前条に定める規模の特別特定建築物の建築についても適用する。

(便所)

第17条 略

2 前項の便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 略

(2) 別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。ただし、他におむつの交換ができる場所を設ける場合は、この限りでない。

(3) 別表第4の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、次に掲げる設備をいずれも1以上設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ア ベビーベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備(他におむつの交換ができる場所を設ける場合を除く。)

イ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房

(建築物移動等円滑化基準の付加等)

第15条 略

2 前項の事項は、この条例に別段の定めのある場合を除くほか、前条に定める規模の特別特定建築物の建築についても適用する。

(便所)

第17条 略

2 前項の便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 略

(2) 別表第2の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。ただし、他におむつの交換ができる場所を設ける場合は、この限りでない。

(3) 別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、次に掲げる設備をいずれも1以上設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ア ベビーベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備(他におむつの交換ができる場所を設ける場合を除く。)

イ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房

3 車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。

(1) ・ (2) 略

(3) 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベッドその他の高齢者、障害者等が円滑に衣類又は装身具の交換ができる設備を設け、当該便房及びその設置されている便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

4・5 略

(移動等円滑化経路)

第19条 略

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口のうち屋外に面するものは、次に掲げるものであること。

ア 出入りの際における降雨及び降雪の影響を少なくできるひさし又は屋根を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 当該出入口がアーケードその他の降雨及び降雪の影響の少ない場所に面する場合

(イ) 増築等の場合において、当該出入口は改修されず、かつ、敷地境界線に接しているとき。

(ウ) 当該出入口に風除室を設ける場合

イ 別表第6の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該出入口の外側に音声により視覚障害者を誘導する設備を設けること。

(2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。

ア 末端付近は、車いすの転回に支障のない構造とすること。ただし、床面積の合計が

3 車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。

(1) ・ (2) 略

(3) 別表第4の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベッドその他の高齢者、障害者等が円滑に衣類又は装身具の交換ができる設備を設け、当該便房及びその設置されている便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

4・5 略

(移動等円滑化経路)

第19条 略

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口のうち屋外に面するものは、次に掲げるものであること。

ア 出入りの際における降雨及び降雪の影響を少なくできるひさし又は屋根を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 当該出入口がアーケードその他の降雨及び降雪の影響の少ない場所に面する場合

(イ) 増築等の場合において、当該出入口は改修されず、かつ、敷地境界線に接しているとき。

(ウ) 当該出入口に風除室を設ける場合

イ 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該出入口の外側に音声により視覚障害者を誘導する設備を設けること。

(2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。

ア 末端付近は、車いすの転回に支障のない構造とすること。ただし、床面積の合計が

200平方メートル未満の建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、この限りでない。

イ 別表第7の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児の授乳及びおむつの交換ができる場所を設け、当該場所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ウ 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計が1,000平方メートル以上であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児を預かることができる部屋を設け、当該部屋の出入口にその旨の表示を行うこと。

(ア) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

(イ) 公共体育館等(一般公共の用に供される体育館又は水泳場をいう。以下同じ。)若しくはボーリング場又は遊技場

エ 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計が5,000平方メートル以上であるときは、当該廊下等に高齢者、障害者等が休憩することができる場所を設け、休憩のための椅子その他の家具を置くこと。

(ア) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

(イ) 集会場又は公会堂

(ウ) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

(エ) ホテル(宿泊者以外の利用がある場合に限る。)

(オ) 保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署

(カ) 公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場

(キ) 博物館、美術館又は図書館

200平方メートル未満の建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、この限りでない。

イ 別表第6の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児の授乳及びおむつの交換ができる場所を設け、当該場所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ウ 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計が1,000平方メートル以上であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児を預かることができる部屋を設け、当該部屋の出入口にその旨の表示を行うこと。

(ア) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

(イ) 公共体育館等(一般公共の用に供される体育館又は水泳場をいう。以下同じ。)若しくはボーリング場又は遊技場

エ 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計が5,000平方メートル以上であるときは、当該廊下等に高齢者、障害者等が休憩することができる場所を設け、休憩のための椅子その他の家具を置くこと。

(ア) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

(イ) 集会場又は公会堂

(ウ) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

(エ) ホテル(宿泊者以外の利用がある場合に限る。)

(オ) 保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署

(カ) 公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場

(キ) 博物館、美術館又は図書館

(ク) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの(以下「ターミナル」という。)

(3)～(5) 略

(共同住宅の特例)

第20条 略

2 準移動等円滑化経路は、別表第8に掲げるものでなければならない。

(公益事業の事務所の特例)

第21条 略

2 準視覚障害者移動等円滑化経路は、別表第9に掲げるものでなければならない。

(公立小学校等及び追加した特別特定建築物に関する読替え)

第23条 公立小学校等及び第13条各号に掲げる特定建築物に対する第17条第1項及び前条第1項の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

別表第1(第14条関係)

区分		規模
公立小学校等	令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合(以下「エレベーターの場合」という。)	床面積の合計 1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準(令第14条第1項に定める基準を除く。)を適用する場合	全て
特別支援学校	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用	全て

(ク) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの(以下「ターミナル」という。)

(3)～(5) 略

(共同住宅の特例)

第20条 略

2 準移動等円滑化経路は、別表第7に掲げるものでなければならない。

(公益事業の事務所の特例)

第21条 略

2 準視覚障害者移動等円滑化経路は、別表第8に掲げるものでなければならない。

(追加した特別特定建築物に関する読替え)

第23条 第13条各号に掲げる特定建築物に対する第17条第1項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

別表第1(第14条関係)

区分		規模
<u>小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校(前期課程に係るものに限り、公立のもの(以下「公立小学校等」という。))</u>	令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合(以下「エレベーターの場合」という。)	床面積の合計 1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準(令第14条第1項に定める基準を除く。)を適用する場合	全て

	する場合		特別支援学校	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方メートル以上
各種学校 又は専修 学校	令第14条第1項に定める基準を適用する場合	床面積の合計 2,000平方メートル以上	各種学校 又は専修 学校	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
	令第18条第2項第2号(主たる出入口に適用する場合に限る。)及び第7号に定める基準を適用する場合(以下「玄関及び敷地内通路の場合」という。)	全て		令第14条第1項に定める基準を適用する場合	床面積の合計 2,000平方メートル以上
	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方メートル以上	各種学校 又は専修 学校	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計 500平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計 500平方メートル以上		エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方メートル以上
公立小学校等、特別支援学校、各種学校又は専修学校以外の学校	令第14条第1項に定める基準を適用する場合	床面積の合計 2,000平方メートル以上	公立小学校等、特別支援学校、各種学校又は専修学校以外の学校	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計 500平方メートル以上
	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方メートル以上		令第14条第1項に定める基準を適用する場合	床面積の合計 2,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方メートル以上	
病院	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方メートル以上	病院	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て		エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方メートル以上
診療所	玄関及び敷地内通路の場合	全て	診療所	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方メートル以上		エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計 1,000平方メートル以上	玄関及び敷地内通路	全て	

	等円滑化基準を適用する場合	00平方メートル以上		の場合	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方メートル以上	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て		その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計100平方メートル以上
集会所又は公会堂	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方メートル以上	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て		その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
展示場	玄関及び敷地内通路の場合	全て	集会所又は公会堂	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方メートル以上
	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方メートル以上		その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計500平方メートル以上			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	玄関及び敷地内通路の場合	全て	展示場	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方メートル以上		エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計100平方メートル以上		その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計500平方メートル以上
ホテル又は旅館	玄関及び敷地内通路の場合	全て	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方メートル以上		エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	客室の総数が10以上、かつ、床面積の合計200平方メートル以上		その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計100平方メートル以上
			ホテル又は旅館	玄関及び敷地内通路の場合	全て
				エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方メートル以上

		ル以上
公益事業 の事務所	玄関及び敷地内通路 の場合	全て
	その他の建築物移動 等円滑化基準を適用 する場合	床面積の合計 1,000平方 メートル以上
保健所、 税務署そ 他の不 特定かつ 多数の者 が利用す る官公署	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方 メートル以上
	その他の建築物移動 等円滑化基準を適用 する場合	全て
共同住 宅、寄宿 舎又は下 宿	玄関及び敷地内通路 の場合	全て
	その他の建築物移動 等円滑化基準を適用 する場合	床面積の合計 1,000平方 メートル以上
老人ホーム、保育 所、福祉 ホームそ 他のこれ らに類す るもの	玄関及び敷地内通路 の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方 メートル以上
	その他の建築物移動 等円滑化基準を適用 する場合	床面積の合計1 00平方メート ル以上
老人福祉 センタ ー、児童 厚生施 設、身体 障害者福 祉センタ ーその他 これらに 類するも の	玄関及び敷地内通路 の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方 メートル以上
	その他の建築物移動 等円滑化基準を適用 する場合	床面積の合計1 00平方メート ル以上
公共体育 館等又は	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方

		メートル以上
	その他の建築物移動 等円滑化基準を適用 する場合	客室の総数が1 0以上、かつ、 床面積の合計2 00平方メート ル以上
公益事業 の事務所	玄関及び敷地内通路 の場合	全て
	その他の建築物移動 等円滑化基準を適用 する場合	床面積の合計 1,000平方 メートル以上
保健所、 税務署そ 他の不 特定かつ 多数の者 が利用す る官公署	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方 メートル以上
	その他の建築物移動 等円滑化基準を適用 する場合	全て
共同住 宅、寄宿 舎又は下 宿	玄関及び敷地内通路 の場合	全て
	その他の建築物移動 等円滑化基準を適用 する場合	床面積の合計 1,000平方 メートル以上
	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方 メートル以上
老人ホーム、保育 所、福祉 ホームそ 他のこれ らに類す るもの	玄関及び敷地内通路 の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方 メートル以上
	その他の建築物移動 等円滑化基準を適用 する場合	床面積の合計1 00平方メート ル以上
老人福祉 センタ ー、児童 厚生施 設、身体 障害者福 祉センタ ーその他	玄関及び敷地内通路 の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方 メートル以上
	その他の建築物移動 等円滑化基準を適用 する場合	床面積の合計1 00平方メート ル以上

ボーリング場		メートル以上	これらに類するもの		
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て			
遊技場	玄関及び敷地内通路の場合	全て	公共体育館等又はボーリング場	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計 1,000平方メートル以上		その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
第13条第5号に掲げる体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設	玄関及び敷地内通路の場合	全て	遊技場	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方メートル以上		その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計 1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計500平方メートル以上			
博物館、美術館又は図書館	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方メートル以上	第13条第5号に掲げる体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て		エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方メートル以上
公衆浴場	玄関及び敷地内通路の場合	全て	博物館、美術館又は図書館	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計500平方メートル以上
	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方メートル以上		エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計500平方メートル以上		その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
飲食店又はクリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀	玄関及び敷地内通路の場合	全て	公衆浴場	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方メートル以上		エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動	床面積の合計1		その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計500平方メートル以上
			飲食店又	玄関及び敷地内通路	全て

行その他 これらに 類するサ ービス業 を営む店 舗	等円滑化基準を適用 する場合	00平方メート ル以上	はクリー ニング取 次店、質 屋、貸衣 装屋、銀 行その他 これらに 類するサ ービス業 を営む店 舗	の場合	
				エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方 メートル以上
理髪店、 美容院そ の他これ らに類す るサービ ス業を営 む店舗	玄関及び敷地内通路 の場合	全て	理髪店、 美容院そ の他これ らに類す るサービ ス業を営 む店舗	玄関及び敷地内通路 の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方 メートル以上		エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方 メートル以上
自動車教 習所等	その他の建築物移動 等円滑化基準を適用 する場合	床面積の合計2 00平方メート ル以上	自動車教 習所等	その他の建築物移動 等円滑化基準を適用 する場合	床面積の合計2 00平方メート ル以上
	玄関及び敷地内通路 の場合	全て		エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方 メートル以上
ターミナ ル	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方 メートル以上	自動車教 習所等	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方 メートル以上
	その他の建築物移動 等円滑化基準を適用 する場合	床面積の合計5 00平方メート ル以上		その他の建築物移動 等円滑化基準を適用 する場合	床面積の合計5 00平方メート ル以上
自動車の 停留又は 駐車のため の施設 (一般公共 の用に供 されるも のに限 る。)	玄関及び敷地内通路 の場合	全て	自動車の 停留又は 駐車のため の施設 (一般公共 の用に供	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000平方 メートル以上
	その他の建築物移動 等円滑化基準を適用 する場合	床面積の合計 1,000平方 メートル以上		その他の建築物移動 等円滑化基準を適用 する場合	全て
公衆便所	玄関及び敷地内通路 の場合	全て	自動車の 停留又は 駐車のため の施設 (一般公共 の用に供	玄関及び敷地内通路 の場合	全て
				その他の建築物移動 等円滑化基準を適用 する場合	床面積の合計 1,000平方 メートル以上

	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計50平方メートル以上
公共用歩廊	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計1,000平方メートル以上

備考 工事期間中に限ってその用途に供される仮設建築物(令第5条に定める用途のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のものを除く。)は、特別特定建築物には含まれないものとする。

別表第2(第15条関係)

1 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。

(1) 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房(車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。)を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。)から当該車いす使用者用便房までの経路

(2) 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、令で定める幅の基準に30センチメートルの幅の基準を付加したものであること。

(2) 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜

されるものに限る。)		
公衆便所	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計50平方メートル以上
公共用歩廊	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計1,000平方メートル以上

備考 工事期間中に限ってその用途に供される仮設建築物(令第5条に定める用途のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のものを除く。)は、特別特定建築物には含まれないものとする。

路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、階段に代わるものにあつては令で定める幅の基準に30センチメートルの幅の基準を付加したものであること。

(3) 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。

ア 令で定める幅の基準に30センチメートルの幅の基準を付加したものであること。

イ 傾斜路の幅は、段に代わるものにあつては令で定める幅の基準に30センチメートルの幅の基準を付加したものであること。

別表第3(第17条関係)

略

別表第4(第17条関係)

略

別表第5(第17条関係)

略

別表第6(第19条関係)

略

別表第7(第19条関係)

略

別表第8(第20条関係)

略

別表第9(第21条関係)

略

別表第2(第17条関係)

略

別表第3(第17条関係)

略

別表第4(第17条関係)

略

別表第5(第19条関係)

略

別表第6(第19条関係)

略

別表第7(第20条関係)

略

別表第8(第21条関係)

略